

文化芸術創造都市推進事業 委託実施要項

文化庁次長決定

平成21年6月4日

平成29年3月7日改正

1. 趣旨

2020年（平成32年）に、オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定した。文化庁としても、オリンピック憲章に規定されている「文化プログラム」を、関係省庁や、文化芸術創造都市をはじめとした地方自治体、民間団体等とともに、日本全国において実施・支援することを目指している。

文化芸術の持つ創造性を生かして産業振興や地域の活性化に取り組んでいる地方自治体や、これから取り組もうとしている地方自治体を支援するため、平成25年1月に、情報収集・提供、施策分析及び会議・研修の実施等を行う国内ネットワーク（＝「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）（以下、CCNJ）」）が設立された。

これまでも、こうした取組への支援により、文化庁として、文化芸術創造都市の取組の一層の推進を図ってきたところである。

加えて、2016年（平成28年）10月には文化プログラムのキックオフとなる、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」が開催され、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信が行われた。このように、2020年東京大会へ向けた機運醸成やその後のレガシーを創出することが求めている中、全国津々浦々で展開される文化プログラムに、文化芸術創造都市が中心となっていくことが期待されている。

文化庁としては、本事業の実施により、CCNJの構成員間を中心に分野の垣根を越えた一層の連携や、CCNJの運営組織基盤の一層の強化、文化庁文化芸術創造都市振興室の役割強化、海外の創造都市との連携等、様々な取組を加速化させ、今後、国内で文化芸術の持つ創造性を生かしたまちづくりを行う地方自治体を支援し、地方創生に資する取組を実施していくものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 文化芸術創造都市のネットワークの円滑化

(2) 国内各地域における文化芸術創造都市の活動促進

①文化芸術創造都市に関する国内外の情報収集・分析・提供、創造都市事業の効果検証

②CCNJ等ネットワーク組織のウェブサイトの充実、管理・運営

③将来の文化プログラム実施時における世界発信につなげるための経験や記録の蓄積等

を行うことで、国内各地域における文化芸術創造都市の活動推進を図る。

(3) 各地域の文化芸術創造都市の連携・交流促進

CCNJ 幹事団体との連携を図りつつ、各地域における会議・研修等の開催等を通じて、小規模な農村を含む、各地域間の文化芸術創造都市の連携強化を図るとともに、今後文化芸術創造都市を目指す自治体への支援を併せて行うことにより、未来の文化芸術創造都市の育成を図る。なお、文化芸術創造都市の取組を推進する自治体が、地域や取り組んでいる施策の特色ごとに参加可能な会議を開催することとする。

(4) 業務成果報告書の作成

上記(1)(2)及び(3)の実施内容・結果を総括する報告書(業務成果報告書)を作成する。

3. 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体(以下「法人等」という。)とする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から文化庁が別に定める日までとする。

5. 委託手続

(1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

(3) 文化庁は、上記(2)の決定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

(4) 文化庁は、本業務の実施のために必要な条件を付することができる。

6. 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定め違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

(3) 委託経費の支払は、原則として精算払いとする。ただし文化庁が必要と認めた場合限り、全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 法人等は、文化庁長官官房政策課及び文化庁創造都市振興室と連携し事業を実施するものとする。
- (5) 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領によるものとする。